

## 友の会・リピーターズパス・みどりのパスの会員期間の延長について

このたびの新型コロナウイルス感染症拡大防止による臨時休館（園）では、ご心配とご迷惑をおかけしております。友の会・リピーターズパス・みどりのパス（以下、各種会員制度といいます）の会員証をお持ちの皆様につきましては、臨時休館（園）してありました日数分、以下のとおり会員期間の延長をいたします。

### 1. 対象

会員期間の満了日が2020年2月29日（土）以降の会員証をお持ちの方

※友の会・リピーターズパスについては、上野本館の今後の再開館日以降に入会する方を除く。

※みどりのパスについては、自然教育園の今後の再開園日以降に入会する方を除く

### 2. 延長期間

会員証に記載された会員期間の満了日の翌日から臨時休館（園）日数分

※臨時休館（園）期間中に会員期間が満了する場合は、再開館（園）日から臨時休館（園）日数分

※友の会・リピーターズパスは上野本館の臨時休館日数分、会員期間を延長いたします。

※みどりのパスは附属自然教育園の臨時休園日数分、会員期間を延長いたします（3月25日（水）～27日（金）の3日間も臨時休園日数としてカウントいたします）。

※延長される会員期間につきましては、決定次第、ウェブサイト等でお知らせいたします。

### 3. 手続き

再開館（園）後、各施設にある各種会員制度の申込窓口で会員期間延長の手続きを行ってください。なお、郵送等での手続きは行っておりません。

※臨時休館（園）している施設では各種会員制度への入会手続き等を休止しております。

### 4. 注意事項

- ・会員期間が延長される各種会員制度の特典は臨時休館（園）により影響のあったもののみとなります。臨時休館（園）により影響のなかった特典（「milsil」と「kahaku event」のお届け（友の会））につきましては、延長されませんので、ご了承ください。
- ・会員証の再発行は行いません。
- ・換金、払い戻し、返金はできません。